

実績評価書(案)

資料1-1

(厚生労働省25(Ⅶ-5-2))

施策目標名	戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること(施策目標Ⅶ-5-2) ※平成26年度から事業の名称を「遺骨帰還事業」から「遺骨収集帰還事業」に変更。							
施策の概要	本施策は、戦没者の遺骨収容及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うとともに、旧主要戦域等で、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) 「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」(昭和27年10月23日閣議了解) 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議(昭和27年6月16日) 							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,402,206	2,233,658	2,033,789	2,005,556	2,266,709	
		補正予算(b)	638,364	0	0	0		
		繰越し等(c)	-632,064	-234,816	433,440	0		
		合計(a+b+c)	1,408,506	1,998,842	2,467,229	2,005,556		
	執行額(千円、d)	1,184,278	1,143,568	2,405,460	1,877,957			
執行率(%、d/(a+b+c))	84%	57%	97%	94%				
関連税制	なし							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「海外地域等に残存する戦争遺骨の収集及び送還等に関する決議」	昭和26年6月16日		—				
	「戦没者の遺骨収容並びに送還に関する決議」	昭和27年7月11日						
	「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」	平成25年12月11日						

測定指標	指標1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度	○	
		81%	—	—	81%	84%	85%	85%以上		
	年度ごとの目標値	—		85%以上		85%以上				
	指標2 遺骨収容又は送還を行った地域数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度	○	
		11	13	13	11	13	12	3年の平均地域数以上		
	年度ごとの目標値	—		12		12				
	指標3 慰霊碑の維持管理等実施地域数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度	○	
		26	25	26	26	27	28	前年度に比べ地域数を増加		
	年度ごとの目標値	24		25		26		27		
	【参考】指標4 遺骨収集帰還等の実施数(回)	実績値								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度				
		44		51		58		74		75
【参考】指標5 収容遺骨数(柱)	実績値									
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	8,965		8,097		1,983		1,223		2,521	
【参考】指標6 慰霊巡拝実施数(回)	実績値									
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度					
	12		14		13		14		14	

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由)主要な指標である指標2については、平成25年度は直近3力年の平均地域数を概ね達成しており、また指標3についても毎年度着実に目標を達成している。指標1についても、毎年度改善されており、平成25年度は目標達成に至ったことから、目標を達成したと判断した。
	施策の分析	(有効性の評価) 戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を収容して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族による慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集帰還事業を効率的かつ迅速に推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組みを整備すること等が必要である。 遺骨収容については、受入国との協定・覚書の締結による遺骨収容促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により、より効率的かつ迅速な遺骨収容を進めており、また、慰霊巡拝については、応募人員を下回り、自費参加を了承する場合には、配偶者、父母、子、兄弟姉妹以外にも子・兄弟姉妹の配偶者、孫、甥・姪の参加を認めるといった、参加遺族決定の手續を弾力化して遺族を参加しやすくするといった取組を進めており、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。
		(効率性の評価) 遺骨収集帰還事業について、シベリア抑留者に係る情報については、ロシア側より提供された資料の分析を行うとともに、ロシア国立軍事古文書館の保管文書の収集、分析を進めている。平成22年度からは、米国、平成24年度からは、オーストラリアの国立公文書館の保管文書の収集、分析を行っており、効率的な遺骨収容の促進に努めている。また、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨に関する集中的な情報収集を行い、これに基づく遺骨収容を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収容についても、収容可能と判断された埋葬地について計画的な遺骨収容を実施しており、効率的に実施しているといえる。
(現状分析(施策の必要性の評価)) 戦没者の御遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者の御遺骨が海外に残されていることから、遺骨収容を促進することが重要である。しかしながら、戦後60年以上が経過し、御遺骨の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。 そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収容については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した一次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収容の実施に努めている。 硫黄島等旧主要戦域15箇所に建立した戦没者慰霊碑は、戦没者遺族の慰藉上重要なものであり、今後も適切に維持管理を行う必要がある。これらについては、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めているほか、旧ソ連邦(ロシア連邦)のうち、遺骨収容が事実上実施できない地域等について、無償による用地の提供及び慰霊碑の維持管理を旧ソ連の地方政府が将来的に保証した場合には、ソ連抑留中死亡者の小規模な慰霊碑を平成12年度以降順次計画的に建立している。		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨情報収集事業」を実施し、現地情報を積極的に収集する体制を確立し、遺骨収容の促進を図っているところであるが、御遺族の方が高齢化する中、早期の遺骨収容のために残された時間は多くはないことから、より一層集中的に取組を進めていく必要がある。 このため、海外の公文書館調査等の情報収集を行う人員体制の強化等を図り、より効率的かつ迅速な遺骨収容を行うための取組を進めていく。 戦没者慰霊碑の維持管理についても、引き続き、適切な維持管理に必要な予算を確保する。 (予算要求について) 以下の□で困んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額 (税制改正要望について) (機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>戦没者慰霊事業の実施 URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/</p> <p>硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議 URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/ioutou/</p>
----------	---

担当部局名	社会・援護局援護企画課外事室	作成責任者名	援護企画課外事室長 望月 文明	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------	--------	-----------------	----------	---------